

① 最終提言

奈良市文化振興補助金申請の手引き

奈良市では、豊かな市民文化の振興、普及のため、市民の皆様が自発的に実施される芸術文化事業に対して、幅広く積極的に資金援助を行い、応援してまいります。

補助を受けることによって、事業計画が実現できる方、さらに事業を充実したい方は、どうぞご応募ください。

詳細については、奈良市文化振興課にお気軽にお問合せください。なお、同一事業について、他の奈良市の補助金は併せて申請できません。

奈良市市民活動部文化振興課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-4942 FAX 0742-34-4728

URL <http://www.city.nara.nara.jp/icity/〇〇/>

Eメール bunkashinko@city.nara.lg.jp

対象事業の実施期間・申込受付期間

事業実施予定日 平成25年4月1日～平成26年3月31日

申込受付期間 平成24年8月1日～平成24年8月31日

(ただし土・日曜・休日を除きます。)

各日とも午前8時半～午後5時15分

なお、補助金の予算は平成25年3月市議会で決定されます。

受付場所

奈良市文化振興課

* 提出方法…ご持参ください。内容について伺います。

郵送、FAX、電子メールによる受付はいたしません。申込書類は返却いたしません。

～申込から交付まで～

日程	申込者	奈良市	奈良市文化振興計画 推進委員会
平成 24 年 8 月	奈良市文化振興補助金 審査申込書（様式 A） 及び添付書類の提出	左記書類の受付	
平成 24 年 9 月中	審査委員会（公開）へ の出席		審査委員会（公開） の開催（補助候補者 の決定）
平成 24 年 10 月中		審査結果（補助金交付の候補 者として）の通知	
		審査結果に基づく予算要求	
平成 25 年 3 月		市議会の予算の議決	
		各事業の予算額の通知及び補 助金等交付申請書（別記第 1 号様式）等申請書類の送付	
平成 25 年 4 月	申請書類の提出		
		補助金等交付決定通知書（別 記第 2 号様式）及び補助事業 等実績報告書（別記第 4 号様 式）様式の送付	
平成 25 年度中	事業の実施		
	事業終了後、補助事業 等実績報告書等の提出		
		補助金等確定通知書の送付及 び補助金の交付	
		奈良市文化振興計画推進委員 会への報告	

補助対象者及び補助の対象となる事業

奈良市内を主たる事業の拠点とする団体が行う、奈良市内で開催される芸術文化事業で、
1 団体につき 1 年度 1 事業とします。

例えば

- 活動成果の発表事業

音楽会、演劇・舞踊の公演、美術展、自主映画会、民謡、民踊、華道展、書展など。

● 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業

自分達の活動の発表でなく、他の芸術家の演奏会、展覧会をプロデュースして開催するもの。

● 文化講演会、セミナー、ワークショップ等の啓発、普及事業

文化講演会、講座、セミナー、シンポジウム、フォーラム、ワークショップなどの啓発普及事業。

● その他市長が適当と認める事業

なお、奈良市が申込の資格の確認のために、関係する機関に照会します。

また、団体又はその構成員が次の各号に該当する場合は申込することができません。

- ・ 市町村税（法人市町村民税及び個人市町村民税）を滞納している者
- ・ 奈良市長、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長で締結した暴力団等の介入の排除に関する合意書（平成 18 年 10 月 2 日発効）に規定する欠格事項に該当する者
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）

イ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

ウ アからイまでに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人その他の団体

エ 団体の構成員等が暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

オ 団体の構成員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人その他の団体

※ 上記のアからオまでに掲げるものについては、暴力団等の介入の排除に関する合意書（平成 18 年 10 月 2 日発効）に基づき、申込団体が該当するか否かを申請団体の所在地を所轄する警察署長に照会しますので、申請に当たっては予めご了承ください。

補助の対象とならない事業

- 奈良市内で開催されない文化事業
- 宗教的活動、政治的活動
- 営利を主目的とする事業

例えば、フリーマーケットの要素のある事業は補助対象となりません。

- 一般市民が入場、見学できない事業
- 文化祭など学校行事や学校のサークル・クラブ事業の一環と見なせる事業
- 学術的な会合や学会に類する事業
- 売上の寄付を目的とするチャリティー事業
- 奈良市から他の資金援助を受けている団体が行う事業
- その他補助にふさわしくない事業

補助額

◎ 対象となる経費

項目	内容（例）
会場・舞台費	会場使用料（リハーサル等に使用した会場費含む）、看板代、展示会場設営・撤去費 大・小道具、衣装代、舞台製作費、効果費、舞台人件費（音響・照明・美術）、音響・照明費
出演料・謝金・人件費、 展示品等借上料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料 編集謝金、原稿謝金、講師謝金、通訳料、ゲスト謝金、アルバイト賃金（会場整理、設営撤去）、展示品等借上料、保険料 （出演料、謝金等に、旅費、交通費等を含めてください。）
旅費交通費	出演交渉旅費、調査旅費
音楽・文芸費	作曲・編曲料、作詞料、楽器・楽譜賃借料、著作権料、写譜料、調律料、翻訳料、演出料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、プラン料、鑑定料
通信運搬費	道具・楽器・展示作品等の運搬料、チラシ・ポスター・案内状等の郵送費
印刷・宣伝費	プログラム・台本・作品集・ポスター・チラシ・入場券・案内状・図録等の印刷、新聞、雑誌、TV 等広告費、立看板代
記録費	録画費、録音費、写真費等
その他	消耗品等。特に必要と認める経費

※ 懇親会や打上げパーティーの経費、明らかに事業以外に使用されると思われる費用、経常的な運営費などは対象となりません。

※ 飲食費（ゲスト等のものも含める。）、来場者への記念品は対象となりません。

※ 申込者（団体の場合は会員含む。）への謝金、日当等は対象となりません。

◎ 補助金額等

- 補助対象経費の総額の3割以内で、万円単位で交付します（千円以下は切り捨て）。ただし50万円を上限とします。
- 特別な事情のある場合、補助金交付決定額の半額を限度として、前払いも可能ですが、補助事業の実績報告の内容によっては、補助金の返還を求めます。なお、返還命令に応じない場合は補助の決定を取り消し、以後関係者が所属する団体の後援名義の使用承認申請等一切の申請を受け付けることができなくなります。

補助金交付申込時提出書類

【申込のとき】

- 奈良市文化振興補助金交付申込書（様式A）
- 申込事業にかかる事業計画書（様式B）
- 申込事業にかかる収支予算書（様式C）
- 申込事業にかかる前年度収支決算書（様式D）
- 申込団体の当該年度収支予算書
 - ※ 団体での予算の配分などを確認させていただきます。
- 申込団体の前年度収支決算書
 - ※ 団体で会計処理が適切に行われているかどうかを確認させていただきます。
- 団体会則、規約等
- 団体役員等名簿
- 過去の事業資料（チラシ、プログラム、案内はがきなど）

補助の決定

【公開審査】

平成24年9月中に、奈良市文化振興計画推進委員会での公開審査を経て補助金交付の候補者として、補助の可否を通知いたします。

【審査基準】

審査は「奈良市文化振興補助金審査基準」を基に実施されます。

◎ 優先度の高いものは

「奈良市文化振興補助金審査基準」に掲載されている各項目をご覧ください。

◎ 優先度の低いものは

- 会員向け色彩の強い事業
- 趣味的サークル事業で、団体・会員の親睦を主目的とする事業

- 観光を主目的とする事業
- 入場料等により容易に行われる事業
- 補助を受けなくても事業の遂行が充分可能と認められる事業

【補助金予算額の決定】

平成25年3月に奈良市議会の予算の議決の後、補助金交付の候補者に審査結果を基に決定された補助金の予算額を通知するとともに、申請書類の様式を送付します。

【決定後の提出資料】

- 補助金等交付申請書（別記第1号様式）
- 補助金等交付請求書（別記第6号様式）
- 団体及びその代表者の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の直近の証明書
- 相手方登録申請書（銀行振込の口座が必要となりますので、団体（代表者名）の通帳が必要となります。）
- 補助金の概算（又は前金）払理由書（様式E）（補助事業の完了前に補助金の交付が必要な場合）

申請内容の変更・中止、補助金の取消

【事業計画変更のとき】

- 申請した内容に変更がある場合は、「補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）」を提出していただきます。
なお、中止、事業規模の縮小などを行った場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- 虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

補助事業の実績報告及び補助金額の確定

- 原則として、事業完了後、「補助事業等実績報告書（規則別記第4号様式）」を提出していただき、交付額を確定し、補助金を交付いたします。ただし特別の事情のある場合には必要と認められる範囲に限り、事業の完了前に補助金を交付することがあります。

補助事業等実績報告書（別記第4号様式）

申込事業にかかる収支決算書（様式D）

参加者、入場者数等報告書（様式F）

※添付書類…当該事業にかかる帳簿（提出は写、原本を持参）、領収書（提出は写、原本を持参）、実施資料（チラシ、プログラムなど）

● 補助事業等実績報告書提出時の注意

- ・補助事業等実績報告書の提出は、事業完了後 30 日以内に提出してください。
- ・領収書（写）は、以下の点にご注意ください。領収書不備の場合は補助対象外として取扱います。
 - (1) 領収書の宛名が申請者名でない場合。（レシートは不可）
 - (2) 領収書（写）がないもの。出演料、謝金なども必ず領収書をお取りください。
- ・補助事業等実績報告書の提出の時点で、決算が黒字となる場合は、補助金を減額又は取消します。

奈良市文化振興補助金交付要項

(趣旨)

第1条 奈良市の市民文化の振興を図り、もって本市の都市格の向上に寄与すると認められる自主的な文化事業に対し、奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。）以下規則という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、芸術文化活動を行っている団体で、市内を練習、成果発表等主たる活動の拠点とするものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は補助対象者が芸術の創造若しくは鑑賞又は文化水準の向上を図るために奈良市内において実施する次に掲げる事業で、1会計年度内において1事業とする。

- (1) 活動成果の発表事業
 - (2) 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業
 - (3) 文化講演会、セミナー、ワークショップ等の啓発、普及事業
 - (4) その他市長が適当と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。
- (1) 奈良市の文化振興に寄与しない事業
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
 - (4) 営利を目的とする事業
 - (5) 学術的な会合や学会に類する事業
 - (6) 一般市民が入場、見学等できない事業
 - (7) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
 - (8) 市から資金援助を受けている団体が行う事業
 - (9) その他第1条の趣旨に照らし市長が不適当と認める事業

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

会場・舞台費、出演料・謝金・人件費、旅費交通費、音楽・文芸費、通信運搬費、印刷・宣伝費、記録費、その他市長が必要と認める経費

(2) 補助額

予算の範囲内で、事業に要する補助対象経費の3割または50万円を限度として補助するものとする。

(補助の申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、文化振興補助金交付申込書（別記様式A）に必要な書類を添えて、市長が定める申込受付期間内に提出しなければならない。

(補助の決定、補助の可否及び交付予定額)

第6条 市長は、申込受付期間終了後速やかに必要書類を調整し奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 委員会は、前項の書類の内容を公開審査のうえ申込のあった事業の補助の可否及び交付予定額を市長に報告するものとする。

3 市長は、委員会の答申を受け、補助金交付の候補者として、委員会の報告後30日以内に申込者に通知するものとする。

(審査基準)

第7条 委員会は、前条の審査にあたっては次に掲げる審査基準を考慮するものとする。

(1) 実現性

(2) 公益性

(3) 芸術性

(4) 奈良らしさ

2 前項第1号から第3号までの項目については、各委員の採点の合計点が各項目の配点の合計点の半数を超えることを補助金交付の要件とする。

(補助金予算額の決定)

第8条 市長は、補助金交付の候補者に、予算の議決後、審査結果を基に決定された補助金の予算額を通知するとともに必要書類を送付するものとする。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要項は平成 年 月 日から施行する。